

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和
四年
六月
二十四
日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成二十年青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の見出し中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条第二項第一号中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第二号から第四号の規定中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「令和二年度相当分及び令和三年度相当分の保険料額」を「令和二年度相当分、令和三年度相当分及び令和四年度相当分の保険料額」に改め、同条第三項中「令和二年の」を「令和三年の」に、「令和三年度相当分」を「令和四年度相当分」に改め、「以下「令和二年上位所得層」という。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。